

小塩地区・妹川地区・新川地区・田竈地区に
お住まいのみなさんへ

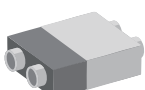


再エネ等設備費を補助しています

補助名：うきは市脱炭素先行地域づくり事業費補助金



補助対象の再エネ等設備と補助率

太陽光発電設備 補助率 2/3 以内 	蓄電池 補助率 3/4 以内 	熱利用設備 (薪ストーブ) 補助率 3/4 以内 	
高機能換気設備 補助率 2/3 以内 	高効率エアコン 補助率 2/3 以内 	高効率照明 (LED) 補助率 2/3 以内 	エコキュート 補助率 2/3 以内 
既存住宅 断熱改修 補助率 2/3 以内	補助上限額 戸建住宅：上限120万円 / 戸 (このうち、玄関ドアは上限5万円 / 戸) 集合住宅：上限15万円 / 戸 (玄関ドアを改修する場合は上限20万円 / 戸) ※店舗や事務所、新築住宅は対象外です 		

※交付決定日以前に着手（発注、契約、購入、設置、支払い）されたものについては、補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。
※設備の導入と併せて、電力契約を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えていただくことが交付の要件となります。

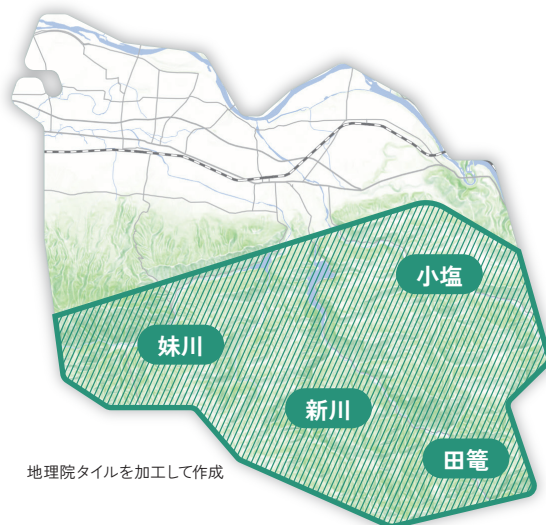
補助対象者

浮羽町小塩地区・妹川地区・新川地区・田竈地区
の居住者※または事業者（事務所部分のみ）

※うきは市に住民票登録があり実際に住んでいる方、または、現在は住んでいないが、当該地区に居住することが決まっている方

申請方法

具体的な申請手続きは、「申請の手引き」をご覧ください。詳しくは裏面をご確認ください。



地理院タイルを加工して作成

問い合わせ・申請書等提出先

事務局：うきは市役所3階 企画財政課カーボンニュートラル推進係

住所：うきは市吉井町新治316番地 Mail：cn@city.ukiha.lg.jp TEL：0943-73-7667

本補助金は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（環境省）を受けて実施しています。

なぜ、うきは市が再エネ等設備の設置費を補助するのですか？

うきは市では、2022年1月31日に2050年CO2排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民・事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に挑戦しています。

こうしたなか、2024年11月7日に、環境省が進める「脱炭素先行地域」にうきは市が選定されました。脱炭素化を通じた持続可能な地域づくりを目的に、うきは市内の一部地域をモデルとして再エネ等設備の導入を促進し、その設置にあたり市が一部を補助できるようになりました。

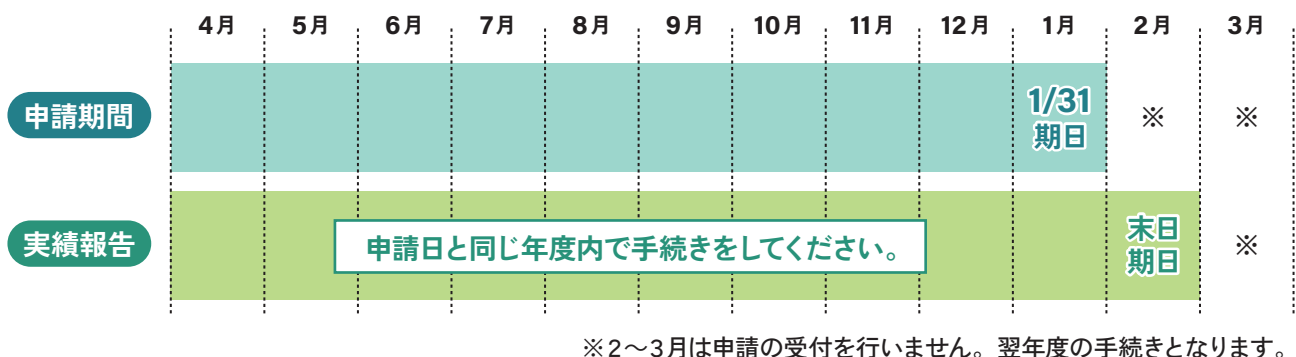


申請期日と実績報告書類の提出期日はいつですか？

申請期日は、各年度1/31までです。

実績報告書類の提出期限は、工事完了後30日以内又は2月末日のいずれか早い日までです。

交付決定前に契約・工事を実施したものは補助対象とはなりません。



伝統的建造物群保存地区や町並み保存地区でも申請できますか？

うきは市では、姫治地区内の新川・田竈地区の一部を「伝統的建造物群保存地区」、新川・田竈地区のすべての集落を「町並み保存地区」に指定しています。該当地区内での設備の導入については、景観を損なわない方法での導入が望まれるため、事前に事務局へご相談ください。

申請書類はどこにありますか？

申請書類は、市から補助金審査等に係る手続きを委託している株式会社カゼノネのwebサイトからダウンロードできます。また、うきは市役所3階 企画財政課カーボンニュートラル推進係でも配布しています。

申請書類ダウンロード方法

うきは市webサイトTOPページのバナーから
株式会社カゼノネwebサイトにアクセス
(<https://www.kazenone-company.jp/>)



うきは市脱炭素先行地域
〉補助金概要 から
書類をダウンロード

補助金概要ページ



株 式 会 社
カゼノネ

地域における脱炭素社会づくりと、地域共生・地域裨益型再生可能エネルギーの創出を目的に、うきは市と民間企業が共同で出資した自治体新電力会社です。
本補助金では、執行事務の支援等を市から委託しています。